

事務連絡  
平成24年1月11日

各位

木曾岬町商工会

### 義捐金を拠出いただいた個人の方の税務処理について

みだしの件について平成23年分の所得税の確定申告の際に下記の税務処理をお願い致します。

#### 記

##### 1. 義援金を拠出いただいた個人の方の税務処理について

個人の方が拠出した義援金は、所得税法上の特定寄附金に該当し、その年中において支払った特定寄附金の合計額について、寄附金控除の適用を受けることができます。

寄附金控除の適用を受けようとする方は、平成23年分の所得税の確定申告をしていただく必要がありますので、この案内とともに商工会が発行した領収書(特定寄附金を支払ったことが確認できる資料)を大切に保存していただきますようお願いいたします。

なお、寄附金控除の額は、次の算式によって計算しますが、確定申告において、寄附金控除の適用を受ける場合には、領収書と別添「東日本大震災義援金に関する特定寄付金について」の添付(又は提示)が必要となりますのでご注意ください。

#### 【寄附金控除の額の算式】

その年中において支払った「特定寄附金」の合計額(注) - 2千円 = 寄附金控除額

(注) 商工会への義援金のように震災関連寄附金に該当するものは所得金額の80%相当額が限度となります。

なお、誠に恐縮ですが、今回の義援金は指定寄付金として指定を受けた寄附金ですので「災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等(1会員あたり1千円)」として必要経費扱いにすることはできず、上記の「寄附金控除」のみの取扱い(両方の併用はできない)旨、税務当局に確認をしておりますので、何卒お願い申し上げます。

また、震災関連寄附金に該当するもののうち一定のもの(商工会への義援金は対象外です。)については、税額控除を選択することができます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。また、国税局の電話相談センターをご利用ください。

(電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「0」(※)を選択してください。

※ 「仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局」以外の国税局(国税事務所)管内の税務署に電話をおかけになる場合は番号「1」を選択してください。